

## 第6回 第1章 現代の政治

### 第2節 日本国憲法の基本原理

# 新しい人権

講師

藤井 剛

#### 学習のねらい

前回は、日本国憲法に規定されているさまざまな「基本的人権」について学びました。しかし、人権は憲法に書いてあるものだけなのでしょうか？ また自分の人権が侵害されたときは、どのように正していったらよいのでしょうか？ 今回は、「新しい人権」や「人権を実現するための権利と義務」などについて学んでいきます。

調べておこう  
覚えておこう

参政権／幸福追求権／納税の義務／公共の福祉／  
法テラス／集会の自由／ナチス／新しい人権／  
情報公開法／請求権／環境権／個人情報保護法／裁判所

※下記の空欄 \_\_\_\_\_ を「調べてみよう 覚えておこう」の語句で完成させましょう。

#### POINT 1

### 新しく人権は作れるの？

- 憲法に書かれている基本的人権は、憲法を作ったときに「これは書いておいたほうがよい」と思ったものを書いただけなので、憲法に書いていない人権もあります。そのような憲法に書いていない人権を、<sup>①</sup> \_\_\_\_\_ と呼んでいます。
- 新しい人権は、よりよい環境で暮らすことのできる <sup>②</sup> \_\_\_\_\_、みだりに自分の情報を公開されないプライバシーの権利、知る権利、自己決定権などが主張されています。
- 「新しい権利」は、裁判所の判決で認められたり、法律が制定されて事実上認められたりしています。環境権については環境影響評価法、プライバシーの権利を保護するために <sup>③</sup> \_\_\_\_\_、知る権利を保障するために <sup>④</sup> \_\_\_\_\_ などが制定されています。また自己決定権は最高裁判所の判例で事実上認められています。

#### POINT 2

### 人権を実現するための権利と義務

- 自分の権利や自由が侵害されたら、<sup>⑤</sup> \_\_\_\_\_ で自由を回復することができます。その裁判を受ける権利などを <sup>⑥</sup> \_\_\_\_\_ と呼んでいます。裁判を起こすときは、弁護士と相談したりします。
- 弁護士との相談は、自治体などの無料法律相談、各地の <sup>⑦</sup> \_\_\_\_\_ などを利用するとよいでしょう。
- 自分たちの権利を政治や政策を通して実現するために、<sup>⑧</sup> \_\_\_\_\_ や請願権を利用

する方法もあります。具体的には、投票先を考えると、「このような権利を実現していきたい」などの公約があるかを確認するとよいでしょう。

- 自分の権利を守るために裁判を起こすわけですが、そのためには裁判所が必要になります。その裁判所を、設置したり運営したりするにはお金が必要となります。このように、私たちの人権を守ったり、実現したりするためには公の機関が必要で、その活動を支えるために、憲法に<sup>⑨</sup>.....などが規定されているのです。

**POINT 3**

**権利の対立と公正な解決**

- 基本的人権が衝突する場合があります。そのような人権が衝突した際に「調整する」原理が<sup>⑩</sup>.....です。例えば、公園でデートをする自由と政治集会を開く自由が衝突したときは、<sup>⑪</sup>.....と<sup>⑫</sup>.....というそれぞれの人権の特徴などを考えながら調整し、例えば「集会は午前に行いなさい」、「午後からはデートをする市民に公園を開放しなさい」という調整が行われるのです。
- しかし、この原理でどのような権利でも調整や制限が可能だというわけではありません。たとえば、ファシズムのところで学んだ<sup>⑬</sup>.....は、公共の福祉を社会全体の利益と大きくとらえ、個人の人権を制限して独裁政治を推し進めました。この例のように、「公共の福祉」のために、個人の権利や主張が不当に制約されてはならないのです。

---

---

---

---

---

---

---

---

---

---

---

---

---

---

---

---

---

---

---

---

---

---

---

---

① 新しい人権	② 環境権	③ 個人情報保護法	④ 情報公開法	⑤ 裁判所	⑥ 請求権	⑦ 法テラス
⑧ 参政権	⑨ 納税の義務	⑩ 公共の福祉	⑪ 幸福追求権	⑫ 集会の自由	⑬ ナチス	

答え